

至 急

平成 24 年 3 月 29 日

各 位

北海道電力株式会社

需要場所についての特別措置（電気自動車専用急速充電設備）実施にかかわる周知依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に格別なるご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、電気自動車専用急速充電設備に関わる需要場所の取扱いについて、平成 24 年 3 月 23 日に電気事業法施行規則が改正されたことを踏まえ、同月 26 日に「電気供給約款以外の供給条件」の実施について経済産業省へ申請を行ない、翌々日 28 日に認可を受けました。

このことにより、今後、急速充電設備の設置を伴う電気工事が発生する場合、一般的な電気使用申込みとは異なるお申込方法となります。

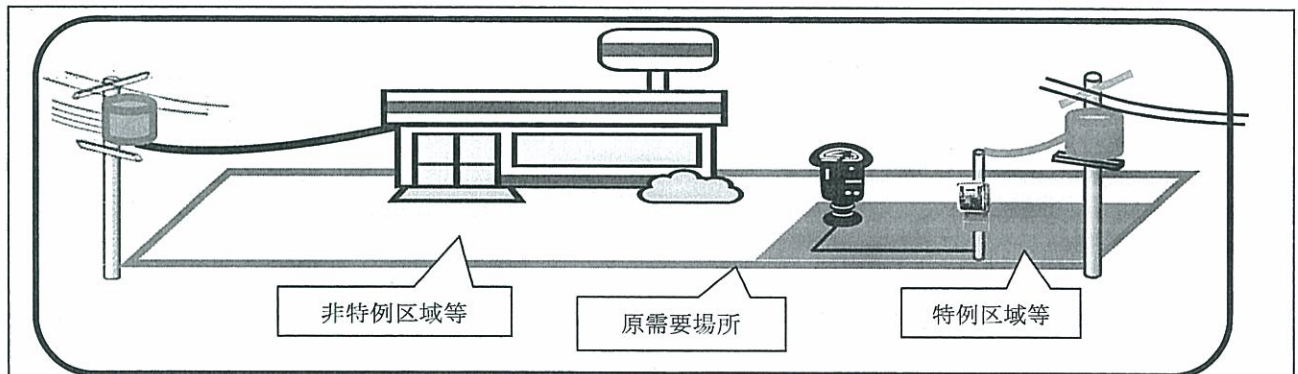
つきましては、下記のとおり、本件に関わるお取扱内容等についてお知らせいたしますので、誠にお手数をおかけいたしますが、組合員様への周知等特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1. 特別措置の概要について

約款上の 1 構内または 1 建物において、法令に定める電気自動車専用急速充電設備（以下、「QC」といいます。）およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの（以下、「QC 付属設備」といいます。）を新たに使用するお客さまが希望され、条件を満たす場合は、既存の 1 需要場所につき、QC が施設された 1 区域または 1 部分（以下、「特例区域等」といいます。）に限り 1 需要場所とすることを可能といたします。



- ・原需要場所：供給約款 8（需要場所）に定める 1 構内または 1 建物（QC および QC 付属設備設置前の需要場所）
- ・特例区域等：QC および QC 付属設備の設置箇所を含む一定の範囲
- ・非特例区域等：原需要場所から特例区域等を除いた範囲

2. QC設置時のお申込方法について

新たにQCを設置される場合は、以下のとおりお取り扱い願います。

(1) 本特例の適用条件の確認

新たに設置されるQCについて、本特例の適用を希望される場合は、お申込みに先立ち、そのQCが次の適用条件を満たしていることについて、確認願います。

- ① 平成24年4月1日以降、新たに設置されるQCであること。
- ② 上記①のQCがCHAdEMO（チャデモ）協議会HPの「急速充電器型式一覧」に掲載されている機器であること。
※ CHAdEMO（チャデモ）協議会HP：<http://www.chademo.com/jp/>
- ③ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ④ 特例区域等にQCおよびQC付属設備以外の負荷設備がないこと。
※ QC付属設備とは、照明・券売機・監視カメラ等、QCの使用に必要な不可欠な設備をいいます。
- ⑤ 特例区域等と非特例区域等の電気工作物について、電氣的接続を分離すること等により保安上支障がないこと。
- ⑥ 特例区域等および非特例区域等における保守保安、計量器の検針等の業務を実施するにあたり、互いの需要場所を経由する必要があることについて、双方のお客さまが同意すること。
- ⑦ 特例区域等への供給にともなう工事費をお客さまが負担すること。
- ⑧ 原需要場所内に、既にQC設置にともなう特例区域等が設定されていないこと。

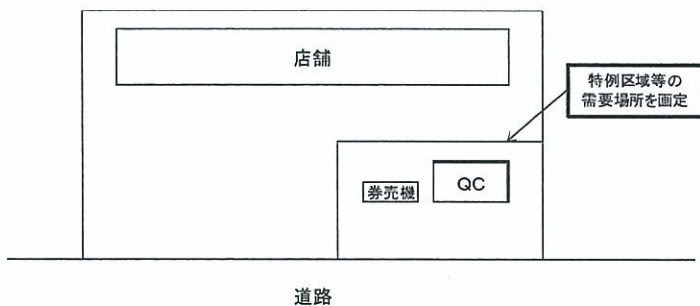
(2) お申込みに必要な書類

① 「電気自動車専用急速充電設備の特例適用申込書」（別紙）

- ※ 新たにQCを設置される場合、特例適用の希望有無にかかわらずご提出願います。
- ※ 特例適用を希望されない場合、必要に応じて以下の事項をお客さまへご説明願います。
 - ・ 本特例の申込みは、QC新規設置の際に限ったもの（事後の適用不可）であること。
 - ・ 後日、同一需要場所において、QCと同一契約種別となる契約負荷設備の別引込み・別需給契約を希望される場合であっても、既存の需給契約（この場合、QCの需給契約）の増設として適用させていただくこと。

② 電気使用申込書、電気工事届等の通常のお申込書類一式

- ※ 添付する工事図面等には、必ず特例区域等の範囲を枠線等によりご記入ください。



3. 供給設備の工事費について

本特別措置にともなう弊社供給設備の工事費は、その全額を工事費負担金としてお客さまにご請求いたします。

なお、工事費負担金は、原則として工事着手前にお支払いいただきます。

4. その他お取り扱いについて

(1) 特例適用申込書（写）の返却について

ご提出いただいた特例適用申込書は、写しを電気使用申込書（お客さま控）とあわせて返却いたしますので、お客さまへご返却願います。

(2) 設置されるQCについて

設置されるQCがCHAdeMO（チャデモ）協議会HPの「急速充電器型式一覧」に掲載されていない場合は、弊社事業所までお問い合わせ願います。

5. 特例適用の取扱開始日

平成24年4月1日

6. 添付資料

電気自動車専用急速充電設備の特例適用申込書

以 上

電気自動車専用急速充電設備の特例適用申込書

※ 本特例は、新たに急速充電設備を設置される際、その電気使用開始に先立ち、本申込書により当社にお申し込んだ場合にのみ適用いたします。

【特例適用申込み】下記のどちらかの□にチェックをお願いします。

- 電気供給約款等以外の供給条件に基づき、以下のとおり特例適用を申込みいたします。
※下記の太枠内をご記入願います
- 電気供給約款等以外の供給条件に基づく、特例適用を申込みいたしません。
次の事項について承諾いたします。
- ・ 本特例の適用は、急速充電設備の新規設置時にのみ適用可能であること
 - ・ 後日、同一需要場所において、急速充電設備と同一契約種別となる契約負荷設備の別引込み・別需給契約を希望される場合であっても、既存の需給契約の増設として適用すること
- ※下記の太枠内の〔需給契約者名、設置場所住所〕をご記入願います

需給契約者名	様		(氏名)		様
設置場所住所	〒		連絡先 ※左記住所と 同一の場合 は記入不要	(住所) 〒	
設置急速充電設備	型式		容量	(kVA)	
確認事項 特例適用を希望する場合には、右の各項目をご確認のうえ、□にチェックをお願いします	<input type="checkbox"/> 設置急速充電設備が次世代自動車振興センターの補助金対象機器であること <input type="checkbox"/> 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること <input type="checkbox"/> 特例区域等と非特例区域等の電気工作物について、電氣的接続を分離すること等により保安上の支障がないこと <input type="checkbox"/> 特例区域等および非特例区域等における保守保安、計量器の検針等の業務を実施するにあたり、互いの需要場所を経由する場合があることについて、ご契約者同士の同意を得ていること <input type="checkbox"/> 特例区域等への供給にともなう工事費をお客さまが負担すること <input type="checkbox"/> 原需要場所に、既に急速充電設備設置にともなう特例区域等が設定されていないこと <input type="checkbox"/> 特例区域等の電気使用者が変更となった場合、本書の内容の引き継ぎに協力いただくこと				

※ 「特例区域等」とは、「急速充電設備を設置する区域または部分」をいいます。

※ 「原需要場所」とは、「急速充電設備を設置される現在の需要場所」をいいます。

※ 「非特例区域等」とは、「原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分」をいいます。

※ 補助金対象となる急速充電設備は、次世代自動車振興センターのホームページ（下記、URL参照）にてご確認願います。

<http://www.cev-pc.or.jp/CEV/judenki/hojokin-toha/hojokin-toha-3.html>